

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

賃上げ・生産性向上のための税制(新所得拡大促進税制)の上乗せ措置の対象となる教育訓練費の範囲について

《内容》

関与先のA社は、平成30年4月1日以降開始事業年度から適用されている所得拡大促進税制において、税額控除率の上乗せ措置の対象となる教育訓練費増加要件の対象となる教育訓練費として、使用人に読ませて知識の向上等を図ることを目的に毎月、事業に関連する沢山の書籍を購入して全ての使用人の閲覧に供しています。

書籍の閲覧について、管理はしていないものの、これは使用人の教育訓練に資する取組みと考えますが、このような書籍の購入費用は、同税制の対象となる教育訓練費に該当するのでしょうか。

『答』

お尋ねの使用人の知識の向上等のために購入している書籍の購入費については、本制度の上乗せ措置の対象となる教育訓練費には含まれないものと考えます。

(解説)

1 平成30年度税制改正において、旧所得拡大促進税制(旧措法42の12の5)が改編され、条文上、「全法人対象」(措法42の12の5①)と「中小企業者等の特例」(同条②)に区分されました。

①「全法人対象」の制度は、賃金要件(継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加)と設備投資要件(国内設備投資額が償却費総額の90%以上)を満たした場合

②「中小企業者等の特例」の制度は、賃金要件(継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加)を満たした場合

に、それぞれ給与総額の前年度からの増加額(雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額)の15%の税額控除が受けられるというものです。

これにはさらに上乗せ措置があり、「全法人対象」では、教育訓練費が過去2年の平均値と比べて20%以上増加した場合には、税額控除率が20%とされ、「中小企業者等の特例」では、継続雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加し、かつ、教育訓練費が前年度に比べて10%以上増加した場合

等には、税額控除率が25%とされています。

- 2 この措置の対象となる教育訓練費とは、「法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。」とされています（措法42の12の5③十）。

政令及び規則において

- ①法人がその国内雇用者に対して教育訓練等を自ら行う場合の外部講師等（当該法人の役員又は使用人である者は除かれます。）に対して支払う報酬・料金・謝金や旅費、教育訓練の計画や内容作成の外部専門家への委託費、施設・設備その他の資産の賃借費用、DVD等のコンテンツ使用料
- ②法人から委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合の当該他の者に対して支払う委託費用
- ③法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の授業料、受講料、受験手数料などが挙げられています（措令27の12の5⑧、措規20の10③～⑤）。

- 3 上記のような費用に限定された理由として、制度創設時の「改正税法のすべて（平成30年版）」では、テキスト等の教材費が教育訓練費に含まれていないと述べられており、注書で、「教科書は、教育訓練費の対象外とされていますが、これは、本制度では税額控除率の上乗せの要件でもあり、一つ一つが少額で集計が困難であることに配慮し、その適否の判定が煩雑なものとならないように簡素化が求められたことからです。」と説明されています（435～436頁）。

- 4 このような観点から、この財務省の説明及び上記の政令及び規則で詳細に限定列挙されている費用の中身を見ますと、本制度の対象となる教育訓練費は、実務での対象費用の判定を明確化するため、外部の専門家等に対外的に支払われる費用に限定することとされたものとも推察されます。

したがって、ご質問の使用人の知識の向上等のために購入している書籍の購入費については、本制度の上乗せ措置の対象となる教育訓練費には含まれないものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。